

防災訓練実施結果報告書

近大原研発第2026号
平成27年 5月29日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号

氏名 学校法人 近畿大学
理事長 清水 由

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	近畿大学原子力研究所 大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号
防災訓練実施年月日	平成27年3月5日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	原子炉運転中に大阪府に震度6弱の地震発生。原子炉建屋内との連絡、立ち入りが不可能。原災法10条に準ずる事象から15条に至る可能性のある事象。
防災訓練の項目	シナリオ非提示型総合防災訓練
防災訓練の内容	(1) 原子力防災対策本部立ち上げ訓練 (2) 通報訓練 (3) モニタリング訓練 (4) 施設の状況確認及び復旧訓練 (5) 立ち入り制限訓練
防災訓練の結果の概要	別紙のとおり
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙のとおり

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

平成 26 年度近畿大学原子力研修所防災訓練実施結果報告の概略

1. 訓練の目的

本訓練は「近畿大学原子力研究所 原子力防災業務計画 第 2 章 第 5 節 防災訓練の実施」に基づき、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、原子力防災要員の役割の確認、手順の習熟及び改善を図るものである。

2. 実施日程及び対象施設

(1) 実施日時

平成 27 年 3 月 5 日 (木) 11:00～12:00

(2) 対象施設

近畿大学原子炉施設

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制

原子力事業者防災業務計画に想定されている原子力防災組織で訓練を実施する。

(2) 評価体制

評価者を置き、評価者が訓練内容に沿った評価項目を設定したチェックシートを用いて評価する。また、訓練終了後、訓練参加者にて好評を行い、訓練全体に対する意見交換を行い、改善点の抽出を行うこととする。

(3) 参加人数

18 人

4. 原子力災害想定概要

訓練はシナリオ非提示型の総合訓練とする。訓練に於ける事故想定は以下のとおりである。

事故想定

原子炉運転中に大阪府に震度 6 弱の地震が発生（原子力事業者防災業務計画において 10 条に準ずる事象）。さらに、原子炉建屋の電源を喪失、原子炉内部との連絡が絶たれるとともに、原子炉建屋の入口の破損により、原子炉建屋内の立ち入りが不可能となった。原子炉の運転状態及び原子炉施設周辺の放射線量の把握も不可能な状況である（原災法 10 条に準ずる事象から 15 条に至る可能性のある事象）。

5. 防災訓練の項目

シナリオ非提示型総合防災訓練

6、防災訓練の内容

- (1) 原子力防災対策本部立ち上げ訓練
- (2) 通報訓練
- (3) モニタリング訓練
- (4) 施設の状況確認及び復旧訓練
- (5) 立ち入り制限訓練

7. 訓練の概要

シナリオ非提示型の総合防災訓練であり、事故想定（地震発生時）より、防災要員の参集、原子力防災管理者が不在であり、連絡が取れないことから、防災管理者代行順位に従い原子力防災管理者代行が対策本部の立ち上げを行い、防災対策本部長（原子力防災管理者代行）の指示のもと、通報訓練、モニタリング訓練、施設の状況確認及び復旧訓練、立ち入り制限訓練を実施した。

(1) 原子力防災対策本部立ち上げ訓練

- ・ 事象（地震）発生に対応し、防災要員の対策本部への参集
- ・ 原子力防災管理者（所長）の不在が確認され、連絡が取れないことを確認
- ・ 原子力防災管理者代行の指示により事象の確認
- ・ 原子力防災管理者代行のよる原子力防災対策本部立ち上げ宣言
- ・ 防災対策本部長（原子力防災管理者代行）による防災要員への指示

(2) 通報訓練

- ・ 防災対策本部内での情報の共有
- ・ 現場と対策本部との情報連絡
- ・ 通報の必要性和通報内容の協議
- ・ 原子力事業者防災業務計画に定める関係機関への通報

(3) モニタリング訓練

- ・ 原子炉施設周辺の線量測定
- ・ 測定結果の対策本部への報告

(4) 施設の状況確認及び復旧訓練

- ・ 原子炉施設の状況確認
- ・ 施設の状況の本部への報告
- ・ 復旧対策の協議
- ・ 復旧作業

(5) 立ち入り制限訓練

- ・ 近畿大学守衛と連絡、立ち入り制限の実施
- ・ 対策本部への状況報告

8. 訓練の評価

防災訓練内容に沿った訓練を実施し、原子力防災管理者が不在の場合、防災業務計画に従い原子力防災管理者代行を選出し、緊急事態応急対策を実施することができた。訓練終了後行われた講評による評価結果は次のとおり。

(1) 原子力防災対策本部立ち上げ訓練

本部の参集が速やかあり、防災要員の参集の確認が行われた。また、原子力防災管理者不在が確認され、連絡が取れないことから、防災管理者代行順位に従い、原子力防災管理者代行を選出し、原子力防災対策本部を迅速に足し上げることができた。

(2) 通報訓練

現場と本部の連絡体制は、綿密に行われた。また、対策本部に於ける情報共有もホワイトボードを活用し、効率的に実施できた。事象に対する対応も対策本部内で十分協議され、原子力事業者防災業務計画に定める関係機関への通報連絡についてもFAX及び確認の電話によりの確に実施された。

(3) モニタリング訓練

原子炉施設周辺の線量測定は的確に実施できた。また、大阪府からのモニタリングポストの線量異常値に関する問い合わせに関してもインターネット情報を活用することによりの確に対応した。

(4) 施設の状況確認及び復旧訓練

原子炉施設に立ち入り不能であり、内部との連絡が取れないことに確認し、現場及び対策本部との情報共有が行われた。また、対策本部内で対応協議も十分行われた。しかしながら、施設内部に負傷者のいる可能性があることから、防災要員のみで対応をするのではなく、早めにレスキュー等の関係機関に応援を依頼してはどうかとの指摘があった。

(5) 立ち入り制限訓練

守衛と協力することにより、立ち入り制限を確実に実施することができた。今後の課題として、近畿大学原子炉施設のような試験研究炉では、外部の研究者が多く利用するという前提がある。従って、訓練中でも外部の研究者の避難誘導等の要素も組み入れて訓練の実施を検討してはどうかとの指摘があった。

9. 今後に向けた改善点

今後の訓練では、今回の訓練の改善点として次の事項を検討する。

昨年の訓練で検討した防災要員（防災管理者）不在の場合の対応は今年度実施できたが、立ち入り制限訓練で指摘されたように、外部利用者の避難誘導へ実施されていない。防災要員以外の人を訓練に取り込むことは困難であるが、防災要員以外の原子炉施設利用者の避難誘導等も検討していく予定である。

以上